

個人番号の利用目的の変更について

当組合は、個人情報保護法第 15 条第 2 項および第 18 条第 3 項を踏まえ、当組合の「個人番号」および「個人番号をその内容に含む個人情報」の利用目的を以下のとおり変更（追加）いたします。

なお、変更日は預金口座付番が開始される平成 30 年 1 月 1 日からといたします。

平成 29 年 12 月
巻信用組合

【個人番号の利用目的】

当組合は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等により、お客様の個人番号および個人番号をその内容に含む個人情報を、以下の業務以外の目的で利用いたしません。

1. 出資金配当金の支払に関する法定調書作成・提供事務
2. 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務
3. 金融商品取引に関する法定調書作成・提供事務
4. 国外送金等取引に関する法定調書作成・提供事務
5. 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務
6. 教育等資金非課税制度等に関する法定調書作成・提供事務
7. 預貯金口座付番に関する事務

※ 下線部分に変更（追加）箇所となります。

<ご参考>

◇マイナンバーの届出にご協力ください（信用組合・内閣府・個人情報保護委員会）

口座をひらく方も、口座をお持ちの方も

マイナンバーの届出にご協力ください



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

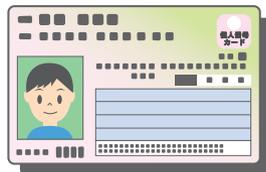


個人情報保護委員会

個人のお客さま

マイナンバーを届出いただく際に必要となる書類

マイナンバーカード



もしくは

通知カード



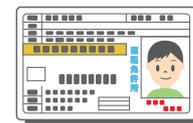
または

住民票の写し
(マイナンバーあり)



+

運転免許証などの本人確認書類※1

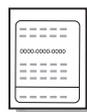


※1 顔写真付きのもの(運転免許証、パスポートや在留カードなど)であれば1点、顔写真なしのもの(健康保険証、住民票や年金手帳など)であれば2点

法人のお客さま

法人番号を届出いただく際に必要となる書類

国税庁 法人番号公表サイトの法人情報画面を印刷したもの



または

法人番号 指定通知書



+

登記事項証明書などの法人確認書類※2



※2 商業・法人登記簿謄本や印鑑証明など。不要な場合もあるので、詳しくはお取引のある信用組合にお問い合わせください。

マイナンバーが分からない場合、
どうしたらいいの？

マイナンバーは、2015年10月より市区町村から簡易書留で郵送されている通知カードに記載されています。お手許に通知カードがない場合は、各自治体にご相談ください。なお、住民票でもマイナンバーを確認できます。





不正な勧誘や 個人情報の取得に ご注意ください!



信用組合の役職員が、お客さまのマイナンバー管理不備などを指摘して、金銭を要求することはありません。

実際に被害に遭った事例

事例 1 市役所の職員を名をのる者が訪問し、「市役所から来た。マイナンバーカードにお金が掛かる」などと言われ、マイナンバーカードの登録手数料名目にお金をだまし取られた。

事例 2 サラリーマン風の男が訪問し、「マイナンバーの封筒が来ていますか」「手続には相当時間がかかるから代行します」「代行の手数料としてお金が必要」と言われ、マイナンバー手続代行手数料の名目でお金をだまし取られた。

不審な電話などがありましたら

☎ 消費者ホットライン
(局番なし 188 番)

☎ 警察相談専用電話
(局番なし #9110 番)

またはお取引のある信用組合にお電話ください。

マイナンバー制度について詳しくはこちら

● ホームページ

<http://www.cao.go.jp/bangouseido/>

マイナンバー



● マイナンバー総合フリーダイヤル

マイナンバー

☎ **0120-95-0178** (無料)

信用組合とのお取引に係るご質問については、お取引のある信用組合にお問い合わせください。



信用組合は、法令にもとづき、マイナンバーを厳格に管理します。



Q1

なんで信用組合にマイナンバーを届け出る必要があるの?

法令により、信用組合には、**預貯金口座をマイナンバーと紐付けて管理する義務**が課せられています。このため、信用組合からお客さまに対し、マイナンバーの届出のご協力をお願いしています。



Q2

信用組合はどんなことにマイナンバーを使うの?

信用組合が万が一破たんしたときに**預貯金の円滑な払い戻しを行う**ために利用したり、これまで行われてきた**行政機関などの税務調査や生活保護などの資産調査への回答を行う**ためなどに利用します。



Q3

マイナンバーを届け出ると行政機関などに資産を知られてしまうの?

マイナンバーの届出をきっかけに、信用組合が行政機関などに**預貯金残高などをお知らせすることはありません。**



マイナンバーは国民の一人ひとりに割り当てられ、社会保障・税・災害対策の行政手続で、利用されます。

Q4

預貯金口座をひらく時にマイナンバーを届け出ないといけないの?

後日のお届けでも構いません。

ただし、マル優・マル特のお取引やNISA口座、特定口座の開設、投資信託のお取引などは、マイナンバーがないとお取引できない場合があります。詳しくは、お取引のある信用組合にお問い合わせください。



Q5

すでに信用組合にマイナンバーを届け出ているけど、改めて届け出る必要があるの?

投資信託などのお取引でマイナンバーを届出いただいたお客さまであれば、**改めてマイナンバーをお届けいただく必要はありません***。

ただし、以下のお取引については、改めてマイナンバーの届出をお願いすることがあります。

- ・投資信託などの住所変更
- ・法人定期預金

など



* 信用組合が法令にもとづいて、マイナンバーを預貯金にも利用できるように利用目的を変更するため、基本的に、再度の届出は不要です。